

政府保証第7回株式会社産業革新投資機構社債
社 債 要 項

1. 社債の名称 政府保証第7回株式会社産業革新投資機構社債
2. 社債の総額 金150億円
3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受ける。
4. 各社債の金額 10万円
5. 利率 年2.707パーセント
6. 払込金額 各社債の金額100円につき金100円
7. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本社債の元金は、令和18年5月27日にその総額を償還する。
 - (2) 本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
 - (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までつけ、令和8年9月30日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月31日及び9月30日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。
 - (2) 払込期日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半年に満たない利息を支払うときは、半年の日割をもって計算する。
 - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
 - (4) 償還期日後は、利息をつけない。
10. 元利金支払保証 本社債総額150億円の元金及び利息の支払については、日本国政府により保証されている。
11. 申込期日 令和8年5月14日
12. 募入方法 応募超過の場合は、本要項第15号の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜募入額を定める。
13. 払込期日 令和8年5月27日
14. 社債管理者 株式会社みずほ銀行
本社債の社債管理者は、本社債の債権者のために、弁済を受け、又は債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
15. 引受並びに募集の取扱者
株式会社みずほ銀行（代表）
株式会社三菱UFJ銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社りそな銀行
株式会社SBI新生銀行
株式会社埼玉りそな銀行
株式会社あおぞら銀行
株式会社広島銀行
株式会社横浜銀行
株式会社静岡銀行
株式会社足利銀行
株式会社山口銀行
株式会社北陸銀行
株式会社常陽銀行
株式会社千葉銀行
株式会社福岡銀行
株式会社百五銀行
三井住友信託銀行株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社
株式会社北洋銀行
株式会社京葉銀行
株式会社東日本銀行
信金中央金庫
城南信用金庫
農林中央金庫
野村證券株式会社（代表）
大和証券株式会社
SMB C日興証券株式会社
みずほ証券株式会社
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構